



(新国会)

あらやま みつひろ
荒山 光広 議員

1、観光交流の促進と 有効な情報発信について

問

JR美祢線は昨年7月の集中豪雨によって被災し、全線不通となっていました。9月26日に運行が再開する運びとなりました。

この美祢線の利活用について、設立されたJR美祢線利用促進協議会による実施計画をお伺いします。

答

9月6日に開催しましたJR美祢線利用促進協議会において、JR美祢線利用促進にかかる10項目38事業の取り組みが承認されました。

具体的な取り組みは、美祢市民無料乗車体験事業、市職員の出張利用の拡大、職員の通勤利用等を

要請しております。また、ノーマイカーデーの設定、10月15日からの毎月第3土曜日に、美祢市商工会により、美祢駅前朝市を開催します。

運転再開以降、この半年間の本年度の新たな利用需要を1日150人創出する目標を掲げており、さらに、平成24年度には1日230人、平成25年度には1日300人の新たな利用需要の創出をつくりだす目標としています。

問

駅舎の活用についてお伺いします。

答

制約もありますが、写真展を駅の構内でやる等を含め、沿線市と連携して一体的なイベントができるよう協議を進めます。

問

市内各種イベントの情報収集の現状とこれらの情報が有効に発信されているか、お伺いします。

答

現状は、市内の各種行事、イベント等を庁舎各部署に照合し、それを集積、とりまとめをし

て美祢市ホームページ等でイベントカレンダーとして掲載しています。

また、観光イベント情報については「カルストドットコム(美祢市観光サイト)」において掲載しています。

情報発信の統一化については、団体や事業者との連携により、地域イベント情報や民間団体の活動情報、観光資源の旬な情報等を集約し、美祢市観光協会を拠点施設として、一元化した情報を発信する体制やシステムの構築に努めます。

問

着地型観光についての取組状況についてお伺いします。

答

観光協会の中に「*地旅の会」を作り地域の埋もれた観光地を掘り出す事を検討しており、着地型観光の中で、個人客をターゲットにした取り組みを進めています。

問

「観光アドバイザーふるさと交流大使」とその位置付けについてお伺いします。

答

美祢市の魅力を全国に発信するとともに、地域のイメージアップや観光客の誘致を図ることを

目的として、平成22年度から2年間、英漢字書家の國重友美さんと観光アドバイザー契約を締結しています。映像的に全国に美祢市を知らせる意味でも大きな役割を果たしていただいています。

次に、ふるさと大使は本市が目指す「交流拠点都市」の創造に向け、本市の魅力の発信をしていただく事を目的に、本市にゆかりのある美東町出身の入山アキ子さんに新生美祢市第1号として就任していただいています。県内はもとより、関東中心に、各種イベント、コンサートなどで美祢市を積極的にアピール、そして美祢市のすばらしさを伝えていただいています。

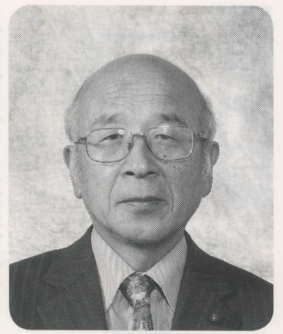
問

美祢市大嶺町西分の出身で切り絵作家の久保修さんを美祢市の観光アドバイザーか、ふるさと大使に委嘱していただきたいと思いますが。

答

今後いろんなことを勘案して、検討したいと思えます。

*「地旅(じたび)」とは、社団法人「全国旅行業協会」が推進する、地域住民が主体となった、自然、生活、歴史、伝統など、地域の物産を生かした体験交流型の新しい旅のスタイルです。



(友善会)

かわもと よしひさ
河本 芳久 議員

1、環境保全及び公害防止について

問 市の環境保全条例に基づく公害防止協定の現状、特に、公害問題に関わる企業と地域地区住民との協議はどのようになっているか、お尋ねします。

答 合併前の旧美祿市では、昭和51年度に美祿市環境保全条例を制定し、主要企業と公害防止協定を締結し、良好な生活環境の保全を図ってきました。

現在のところ、美東町、秋芳町にある企業との協定はありませんが、協定締結に向け努力しているところ

です。御指摘のありました企業との協定書締結には、努力をしております。

問

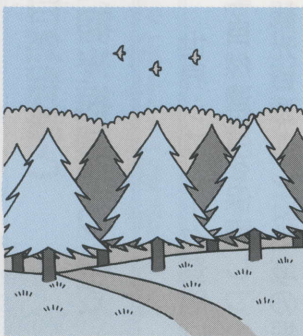
厚狭川水系より厚東川水系が地形上低いので、地下水が流れ出て汚染問題が生じるとの指摘があります。特に岩永水田地区住民と関係企業との話し合いについて、仲介の労をとる意思があるのかお尋ねします。

答

カルスト地形であるため、地下水が何処に流れているか学術的に調べられたところもありますが、不明なところがたくさんあると思います。

まずは、企業との公害防止協定締結を大前提に考えながら、企業と関係住民との話し合いの場をつくるように対応してまいります。

問



2、住民訴訟判決に係わる諸問題について

問

市長は、判決はまことに遺憾、福祉事業の根幹に関わる問題で今後の影響が甚大であるから控訴すると申されていますが、私には、控訴されることについて市民に説明する大義名分を見つけることができませぬ。どのようにお考えでしょうか。

答

被告は美祿市です。「市を委託していたが、1千円かかっていなかった。その差額分の経費を事業者に請求していなかったことが、違法で仕事を怠っていた。」という判決です。

同じ条件で仕事をされている他の業者に対しても怠ったとなる可能性もあり、半分ボランティアの気持ちで仕事をしておられる事業者が撤退をさせてもらおうと言われたときは、福祉行政の責任が取れなくなるので一審判決に不服です。



市は生活弱者の方に大きな責任を持っており、その責務を果たす意味において控訴するのです。

問

補助金について、補助金に関する法律に抵触するとどうなるのか考えをお聞かせください。

答

補助金交付の決定内容や条件または法令に違反した場合には、補助金の返還、また、偽りその他不正の手段で交付金を受けた者に対しては、5年以下の懲役もしくは罰金に処す規定があります。